

千歳市監査基準

目次

- 第 1 章 一般基準（第 1 条～第 6 条）
- 第 2 章 実施基準（第 7 条～第 1 5 条）
- 第 3 章 報告基準（第 1 6 条～第 2 0 条）
- 附則

第 1 章 一般基準

（趣旨等）

第 1 条 この基準は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 1 9 8 条の 3 第 1 項に規定する監査基準であり、法、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号。以下「公企法」という。）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号。以下「健全化法」という。）の規定に基づき監査委員が行う監査、検査及び審査並びにその他の行為の実施及び報告等については、この基準の定めるところによる。

2 この基準に定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる他の関連する基準等を参考にするものとする。

（監査、検査、審査その他の行為の目的）

第 2 条 監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為は、市の行政財政運営について、健全性及び透明性の確保に寄与し、また、事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、もって住民の福祉の増進と市政への信頼確保に資することを目的とする。

2 監査、検査、審査その他の行為のうち、この基準における監査等は次に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定めることを目的とする。

- (1) 財務監査 法第 1 9 9 条第 1 項の規定により、市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること
- (2) 工事監査 法第 1 9 9 条第 1 項の規定により、市の事務事業の執行に係る工事について、前号に規定する目的のほか、設計、施工等が適正に行われているかどうか、また、建物等の維持管理が良好であるか監査すること
- (3) 行政監査 法第 1 9 9 条第 2 項の規定により、必要に応じ、市の事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること
- (4) 財政援助団体等に対する監査 法第 1 9 9 条第 7 項の規定により、補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元

金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が財政的援助等の目的に沿って行われているか監査すること

(5) 例月現金出納検査 法第235条の2第1項の規定により、会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか検査すること

(6) 決算審査 法第233条第2項又は公企法第30条第2項の規定により、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること

(7) 基金の運用状況審査 法第241条第5項の規定により、基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査すること

(8) 健全化判断比率等審査 健全化法第3条第1項及び第22条第1項の規定により、健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること

3 前項第1号の財務監査及び第2号の工事監査は、法第199条第4項の規定による定期監査又は同条第5項の規定による随時監査として実施する。

4 法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為（第2項各号に掲げるものを除く。）については、法令の規定に基づき、かつ、この基準の趣旨に鑑み、実施するものとする。

（倫理規範等）

第3条 監査委員は、高潔な人格を維持し、いかなる場合も信義にのっとり、誠実な態度を保持するものとする。

2 監査委員は、常に、独立かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行するものとする。

3 監査委員は、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められ、その職務を遂行するため、自らの能力の向上と知識の蓄積を図り、その専門性を維持及び確保するため研さんに努めるものとする。

（指導的機能の発揮）

第4条 監査委員は、第2条第1項の目的を果たすため、監査等の対象組織に対し、適切に指導的機能を発揮するものとする。

（質の管理）

第5条 監査委員は、この基準にのっとり、その職務を遂行するに当たり求められる質を確保するものとする。

2 前項に規定する質の確保に当たり、監査委員は、監査委員の事務を補助する職員等を適切に監督し、指導するとともに、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研さんに努めさせるものとする。

（合理的な基礎の形成）

第6条 監査委員は、監査等の実施に当たり、十分かつ適切な監査等の証拠等を入手

して、決定する監査等の結果の合理的な基礎を形成するものとする。

第2章 実施基準

（監査等の実施方針及び計画の策定）

第7条 監査委員は、市を取り巻く内外の環境、リスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。）、過去の監査結果、監査結果に対する措置の状況、監査資源等を総合的に勘案し、監査等の方向性や重点項目等の実施方針を策定するものとする。なお、実施方針は、環境等の変化に応じて適宜見直すものとする。

2 監査委員は、前項の実施方針に基づき、監査等を効果的、効率的に実施することができるように、年間監査計画及び実施計画（以下、「監査等の計画」という。）を策定するものとする。

3 前項の年間監査計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 実施予定の監査等の種類及び対象
- (2) 監査等の対象別実施予定時期
- (3) その他必要と認める事項

4 第2項の実施計画は、監査等の対象に係るリスクの内容及び程度を検討した上で、その程度に応じ、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 監査等の種類
- (2) 監査等の対象
- (3) 監査等の着眼点
- (4) 監査等の主な実施手続
- (5) 監査等の実施場所及び日程
- (6) その他監査等の実施上必要と認める事項

5 監査委員は、監査等の計画の前提として把握した事象や環境等が変化した場合又は監査等の実施過程で、事前のリスク評価に重大な影響を与えるような新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜監査等の計画を変更するものとする。

（リスクの識別と対応）

第8条 監査委員は、必要に応じて監査等の対象に係るリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、効果的かつ効率的に監査等を実施するものとする。

（内部統制に依拠した監査等）

第9条 監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を行うものとする。

（監査等の手続）

第10条 監査委員は、必要に応じて監査等の対象に係るリスク及び内部統制の状況を検討した上で、実施すべき監査等の手続を定めるものとする。

2 監査委員は、監査等の結果及び意見を決定するに足る合理的な基礎を形成するために、監査等の手続を定めるに当たり、有効性、効率性、経済性、合規性に着目するものとする。

3 監査等の手続は、試査又は精査による。なお、監査等の実施の結果、異常の兆候を発見した場合等必要と認める場合は、監査等の手続を追加して実施するものとする。

4 監査委員は、監査等の実施の結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合、新たな事実を発見した場合又は不正の兆候若しくは事実を発見した場合には、適宜監査等の手続を追加して十分かつ適切な監査等の証拠を入手し、監査等の結果及び意見の合理的な基礎を形成するものとする。

（実施すべき監査等の手続の適用）

第 1 1 条 監査委員は、効果的かつ効率的に十分かつ適切な監査等の証拠を入手するため、得られる証拠力の強弱やその容易性を勘案して適宜次に掲げる手法を組み合わせる等により、最も合理的かつ効果的となるよう選択の上、通常実施すべき監査等の手続として適用するものとする。

- (1) 照合 証憑突合、帳簿突合、計算突合等のように関係諸記録を相互に突き合わせ、その記録又は計算の正否を確かめる。
- (2) 実査 事実の存否について、実地に現物検証、現場検証等によって直接検証する。
- (3) 立会 主として物品等の在庫高調査又は実地棚卸を行う際に、現場に立ち会い、その実施状況を視察して正否を確かめる。
- (4) 確認 事実の存否について、写真その他の証拠書類、当該事項に関係のない第三者の証言等をもって確認する。
- (5) 質問 事実の存否又は問題点について、監査等対象部局の職員等に質問して、回答又は説明を求める。
- (6) 分析 事実の性質、内容等を究明し、これを構成要素別、時間別、比率別、問題別等に分析して異常の有無を確かめる。
- (7) 比較 年度別、時間別、関係要素別等による複数の数値を対照させて観察し、その異同を通じて問題点の有無を確かめる。

2 監査委員は、必要に応じ、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる手法を監査等の手続として加えるものとする。

- (1) 通査 帳簿等関係諸記録を一通り検討して、異常事項や例外事項を発見し、問題点を明らかにする。
- (2) 比率吟味 財務分析上の比率法を応用して、記録の正否又は適否を大局的に判断する。
- (3) 調整 源泉を等しくし、相互に関連のある計数が別々に整理されている場合、それら 2 組の計数の過不足を追及し、両者が事実上一致するかどうかを確かめる。
- (4) 総合 諸種の事実を総合して、総括的な観点から事実を判断する。

（各種の監査等の有機的な連携及び調整）

第 1 2 条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行うものとする。

（監査専門委員との連携）

第 13 条 監査委員は、必要に応じて監査専門委員を選任し、必要な事項を調査させることができる。

2 監査委員は、監査等の実施に当たり、効果的かつ効率的に実施することができるよう、監査専門委員との連携を図るものとする。

（弁明、見解等の聴取）

第 14 条 監査委員は、原則として、監査等を実施した結果導き出される指摘、意見及び勧告等に関する報告の決定の前に、対象部局等の長から弁明、見解等を聴取するものとする。

（監査調書の作成）

第 15 条 監査委員は、監査等の内容、判断の過程、結果及び関連する証拠その他の監査委員が必要と認める事項を監査調書として作成するものとする。

第 3 章 報告基準

（監査等の結果に関する報告等の提出等）

第 16 条 監査委員は、財務監査、工事監査、行政監査及び財政援助団体等に対する監査を終了したときは、結果に関する報告を議会、市長等及び関係する委員会又は委員に提出するものとする。なお、監査の結果に基づいて、必要があると認める場合は、結果に関する報告に添えて意見を提出するとともに、特に措置を講ずる必要があると認める事項については勧告することができる。

2 監査委員は、例月現金出納検査を終了したときは、結果に関する報告を議会及び市長に提出するものとする。

3 監査委員は、決算審査、基金の運用状況審査及び健全化判断比率等審査を終了したときは、意見を市長に提出するものとする。

4 監査委員は、監査等の結果に関する報告等の提出に当たり、住民が理解しやすいように平易かつ簡潔明瞭な表現とするよう努めるものとする。

（監査等の結果に関する報告等への記載事項）

第 17 条 監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) この基準に準拠している旨

(2) 監査等の種類

(3) 監査等の対象

(4) 監査等の着眼点

(5) 監査等の主な実施内容

(6) 監査等の実施場所及び日程

(7) 監査等の結果

(8) その他必要と認める事項

2 前項第 7 号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要

な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- (1) 財務監査、工事監査及び行政監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること
- (2) 財政援助団体等に対する監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が財政的援助等の目的に沿って行われていること
- (3) 例月出納検査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり検査した限りにおいて、会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われていること
- (4) 決算審査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であること
- (5) 基金の運用状況審査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、市長から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われていること
- (6) 健全化判断比率等審査 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であること

3 第1項第7号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の実施過程で明らかとなった原因等を記載するよう努めるものとする。

5 監査委員は、重大な制約等により重要な監査等の手続を実施できず、監査又は検査の結果及び意見を決定するための合理的な基礎を形成することができなかった場合には、必要に応じて監査等の結果に関する報告等にその旨、内容及び理由等を記載するものとする。

(監査委員の合議)

第18条 監査等のうち、次に掲げる事項の決定は、監査委員の合議によるものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告(財務監査、工事監査、行政監査及び財政援助団体等に対する監査に係るものに限る。以下同じ。)
- (2) 監査の結果に関する報告に添える意見
- (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告
- (4) 審査に係る意見

2 監査委員は、監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、

その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会及び市長等に提出するとともに公表するものとする。

（監査の結果に関する報告の公表）

第 19 条 監査委員は、次に掲げる事項を、監査委員全員の連名で速やかに公表するものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告の内容
- (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の内容
- (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容

（措置状況の報告等）

第 20 条 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者に、適時、措置状況の報告を求めるよう努めるものとする。

2 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者から、措置の内容の通知を受けた場合はその内容を公表するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この基準は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（千歳市監査基準の廃止）

2 千歳市監査基準（昭和 60 年 4 月 1 日決定）は、廃止する。